

障害保健福祉関係主管課長会議資料

(扱 粋)

平成20年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企画課地域生活支援室

目 次

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について ······	1
2 地域生活支援事業について ······	1
3 障害者の社会参加の促進について ······	8
4 身体障害者補助犬法の改正について ······	11
○ 参考資料	
2-1 地域生活支援事業の実施事例 ······	13
○ 2-2 地域生活支援事業（必須事業）の実施状況 ······	40
2-3 移動支援事業の実施状況【都道府県別】 ······	41
○ 2-4 コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】 ······	42
2-5 日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】 ······	43
2-6 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案） ······	44
2-7 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修開催要項（案） ······	45
2-8 地域活動支援センター等に係る交付税措置（基準財政需要額）について ···	47
2-9 地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置について（案） ······	48
2-10 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に 関する基準新旧対照表（案） ······	50
2-11 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に 関する基準について（障害保健福祉部長通知）（案） ······	51
○ 2-12 コミュニケーション支援事業等の実施事例 ······	53
2-13 小規模作業所の新体系等への移行状況調査 ······	66
2-14 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】 ···	67
2-15 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 ···	68
2-16 移行等支援事業実施事例 ······	69

3-1	障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況（平成19年度）	102
○	3-2 聴覚障害者情報提供施設 設置状況	103
○	3-3 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション 支援について（例）	104
○	3-4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 都道府県別実施状況（平成19年度）	105
3-5	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数	106
3-6	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	107
3-7	平成20年度開催予定の主な障害者スポーツ国際大会	108
3-8	第8回全国障害者スポーツ大会（チャレンジ！おおいた大会）	109
3-9	国際障害者交流センターの概要	111
○	3-10 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	112
4-1	ほじょ犬ポスター	113
4-2	ほじょ犬パンフレット	114

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の着実な実施について

昨年2月の障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金により、既に様々な事業者対策を実施しているところであるが、さらに、昨年12月、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームにより障害者自立支援法の抜本的見直しの報告書がまとめられ、「緊急措置」として、「事業者の経営基盤の強化」を図るための事業を新たなメニューとして基金に追加したところである。

各自治体におかれでは、管内事業者をはじめとする関係各方面に新たなメニューを含めた事業の周知徹底をお願いする。

また、本事業は、事業者に対する激変緩和や新法への移行等のための緊急的な経過措置等であり、できる限り早期に執行すべきものである。

基金を活用した各種メニュー事業が平成20年度で最終年度を迎えることから、都道府県においては、早急に新たなメニューの実施要綱及び交付要綱の整備を行うとともに、市町村・事業者の要望を踏まえた計画の見直しを行い、基金の有効活用及び計画に基づいた、着実な事業の実施についてお願いする。

2 地域生活支援事業の円滑な実施について

(1) 地域生活支援事業の実施に係る基本的な考え方について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、移動支援事業など各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしている。

また、本事業は、統合補助金であり、交付された補助金については、市町村及び都道府県の裁量で個々の事業に配分することができるなど、自治体の裁量が最大限発揮できるものであることから、それぞれの地域の実情や障害者等のニーズを十分に踏まえたうえで、事業が効率的・効果的に展開されるよう着実な実施をお願いする。

今般、平成18年度「障害保健福祉推進事業等（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」（助成先：社会福祉法人全国社会福祉協議会）において、資料2-1のとおり、自治体における地域生活支援事業の効率的・効果的な実施事例が取りまとめられたところであり、各市町村等における移動支援事業等の実施にあたり参考としていただきたい。

引き続き、厚生労働省として各都道府県及び市町村における取組事例について、情報収集を進めることとしており、管内市町村における取組を含め、事例の情報

提供について協力をお願いする。

提出については、障害保健福祉部企画課地域生活支援室地域生活支援係までお願いする。

(2) 地域生活支援事業の必須事業未実施市町村への支援について

平成19年度における事業の実施状況（地域生活支援事業費補助金交付申請ベース）については、資料2-2のとおりであるが、例えば、移動支援事業の実施状況については、1,569市町村／1,818市町村（実施率86.30%）であり、コミュニケーション支援事業の実施状況については、1,414市町村／1,818市町村（実施率77.78%）となっており、実施市町村の割合は着実に増加してきている。

一方、地域生活支援事業の必須事業の各事業について、未だ事業を実施していない市町村も存在しているところであるが、市町村においては、市町村内に居住する障害者等のニーズを踏まえ、必要な者に対して必要なサービスが提供されるよう事業化に努めるとともに、都道府県においては、管内市町村における事業の実施状況の把握に努め、管内市町村と連携しつつ、必要なサービスが提供されるよう支援をお願いする。

（参考資料）

- ・（資料2-3） 移動支援事業の実施状況
- ・（資料2-4） コミュニケーション支援事業の実施状況
- ・（資料2-5） 日常生活用具給付等事業の実施状況

(3) 地域生活支援事業に係る平成20年度予算（案）について

平成20年度地域生活支援事業費補助金については、昨年度と同額の400億円を確保したところである。

なお、裁量的経費については、予算編成の方針として3%の削減が求められていることや、従来、地域生活支援事業のメニュー事業として実施されていた「精神障害者退院促進支援事業」（都道府県事業）が「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として地域生活支援事業とは別の補助事業の枠組みとして実施されること等による減少分を勘案すると、平成20年度地域生活支援事業に係る予算額（案）は実質的な増額となっているところである。

(4) 平成20年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

平成20年1月17日「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」におい

て、平成20年度における地域生活支援事業の配分方法については、平成21年度に人口割とする方針としていたが、各自治体の事業の実施状況を踏まえ、再検討することとする旨をお伝えしたところである。さらに、検討の基本的な方向性としては、従来と同様に全国における各事業の実施水準の均てん化を図り、全国のあらゆる地域において障害者等が必要な地域生活支援事業の支援を受けることを可能とする観点で行うことについては変更ない旨をお伝えしていたところであるが、具体的な配分方法については、引き続き、検討することとしている。

(5) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成20年度の地域生活支援事業の実施要綱については、現在、以下のア及びイの改正を予定している。

ア 都道府県事業における、別記8の2の(2)「精神障害者退院促進支援事業」の削除（「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として実施されることによるもの）

イ 都道府県事業における、別記9の「サービス・相談支援、指導者育成事業」に、「(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業」を追加（各市町村における移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービス提供者の資質向上を図ることが可能となるよう追加）

なお、イについては、今般、緊急措置としてメニューが追加された「⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」（平成20年2月12日付メールにて各都道府県・指定都市・中核市宛て送付）との関連性に留意しつつ、適切に実施していただきたい。

追って、地域生活支援事業実施要綱の一部改正（案）（資料2-6）については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(6) 移動支援事業について

ア 移動支援事業の適切な実施について

移動支援事業については、(2) にあるように着実に実施市町村数が増加してきているところであるが、その実施にあたっては、サービスを真に必要とする障害者等に対し、利用者のニーズに応じた適切なサービスを確保することが重要である。そのため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたっては、サービスの提供時間などについて、その利用実態を確実に把握するととも

に、サービス提供事業者においても、相談支援事業者等との連携を図りつつケアマネジメントを着実に実施し支援計画を作成するなど、必要なサービスが障害者等に提供されるよう工夫を行うこと。

また、サービス提供が事業者任せとなっている状況や突発的な利用者のニーズに対して柔軟な対応が出来ていないなど画一的な運用が行われている状況が一部の市町村で見受けられることもあることから、上記に留意しつつ、適切な実施に努められたい。

なお、移動支援事業については、税財源をもとに実施される事業であり、例えば、グループ支援型を積極的に導入し、事業の効率性を高めること、特別対策の追加メニューである「地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業」を活用し、地域住民に対する障害者等に関する普及啓発を行い、住民参加による地域の支援力を高めることにより、インフォーマルサービスの育成や活用といった取組を進め、公的なサービスとこれらの取組を有機的に連携させ、事業を効率的・効果的に実施していくことについてもお願いする。

イ 通院介助の範囲の拡大について

移動支援事業の利用目的の一部について、個別給付における居宅介護の適用範囲を拡大することにより対応することとしたので、移動支援事業の実施にあたりご留意をお願いする。

なお、具体的な改正内容については、障害福祉課資料により確認願いたい。

ウ 「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業」の実施時期等について

標記事業については、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置により特別対策のメニューに追加された「⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」により実施されることとなったが、実施時期及び実施場所等については、以下のとおりであるので、積極的な参加をお願いする。

なお、今般の緊急措置の実施により、併せて地域生活支援事業実施要綱の一部を改正し、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取組について地域生活支援事業の国庫補助により支出することを可能としたので、緊急措置の実施と併せてサービス提供者の資質向上の取組を進められたい（（5）イ参照）。

【研修予定】

場所：日本盲人福祉センター及び関係施設

第1期：平成20年6月24日（火）～6月27日（金）

第2期：平成20年7月 1日（火）～7月 4日（金）

第3期：平成20年7月15日（火）～7月18日（金）

第4期：平成20年8月 5日（火）～8月 8日（金）

（注1）社会福祉法人日本盲人会連合：東京都新宿区高田馬場1-10-33

（<http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/>）電話：03-3200-0011

※ 平成20年5月以降移転（新住所：新宿区西早稲田2-18-2 電話：同上）

（注2）参加者数については、原則として、各都道府県5名以上とすることを予定している。参加者登録票については、別途、送付する。

（資料2-7）「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修開催要項」
（案）

（7）地域活動支援センターの適切な実施について

ア 地域活動支援センター及び小規模作業所に係る地方交付税措置の内容について

小規模作業所に係る地方交付税措置については、従来、都道府県及び市町村に計上されていたが、平成18年4月から、地域活動支援センター及び小規模作業所分として市町村に集約されている。その際、地方交付税の総額としては平成17年度と同水準が確保されており、平成19年度については、区分を整理し、地域活動支援センター等運営費補助として計上されている。（資料2-8）

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適切な実施について

いわゆる小規模作業所が地域活動支援センターに移行した場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」の国庫補助を受けることが可能になるが、従来、小規模作業所の運営が地方交付税措置により行われていたことを踏まえ、地域活動支援センターが従来の活動に加えて、例えば、職員配置を手厚くするなど、その機能を強化する場合に国庫補助の対象とすることとしている。

したがって、平成20年度においては、従来、各自治体において行われていた小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センター機能強化事業による補助を上乗せする場合に地域生活支援事業の国庫補助の対象とする予定であるので、各市町村において本事業を実施する場合には、基礎的事業及び機能強化事業に係る適切な補助額の水準の設定をお願いする。

なお、地域活動支援センターは、従来の小規模作業所とは異なり、社会福祉に基づく法定事業として実施するものであり、その適切な実施に対して国庫

補助としての公費が投入されるものであることから、地域活動支援センターの運営について、漫然と従来からの活動を継続するのみではなく、利用者のニーズを的確に捉え、そのニーズに即した質の高いサービスの提供に努めていただくとともに、高い公共性や社会的信用の確保などが求められることについてご留意願いたい。

(8) 地域活動支援センターの従たる事業所の設置について

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターについては、「地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号)(以下、「省令」)に基づき実施されているところである。

しかしながら、いわゆる小規模作業所の新体系への移行にあたり、地域活動支援センターの規模要件をクリアできないなど、特に少人数で実施している事業所については、未だに課題が残されているところである。

そのため、小規模作業所については、できるだけこれまでの形態を変えず、地域に根ざした小規模作業所としての良さを失うことなく新体系への移行が促進されるよう、主たる事業所とは別の場所でサービス提供を行っているが、一体的な管理運営を行うことができる場合について、従たる事業所として運営することを可能とする予定(省令改正)であり、今般の緊急措置(「小規模作業所移行促進事業」と併せ効果的な運用をお願いする。

(参考資料)

- ・(資料2-9) 「地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置について」(案)
- ・(資料2-10) 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号)新旧対照表(案)
- ・(資料2-11) 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について」(障害保健福祉部長通知)(案)

なお、省令の改正については、現在、パブリックコメントにおいて意見を募集しているところであり、所要の手続きの終了後、正式に通知する。

(9) コミュニケーション支援事業の適切な実施について

コミュニケーション支援事業は、市町村が実施する必須事業であるが、平成1

9年度の実施状況（地域生活支援事業費補助金交付申請ベース）は、1,414市町村／1,818市町村（実施率77.78%）である。

未実施の市町村においては、障害者等のニーズを的確に把握し、以下の点にも留意のうえ、早急な事業の実施をお願いするとともに、実施している市町村におかれても、事業の充実に努められたい。

また、都道府県におかれても、市町村間等においてサービス利用に支障が生じることがないよう、その調整や派遣事業の代行実施など積極的な対応をお願いする。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託や、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害者自立支援法施行以前から継続している手話通訳の派遣等の支援については、事業の実施主体の変更等によって、サービス内容が低下しないよう、十分な配慮を行うこと。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合については、手話通訳者の人数を調整する等、効率的な実施に努めること。
- 意思疎通を図る方法については、実施要綱に例示している手話通訳などの他にも、代筆や代読などの方法があるため、障害種別ごとのニーズを的確に把握し、事業の実施に努めること。
- 手話通訳者を設置する事業については、派遣事業の調整や、聴覚障害者への相談支援や生活支援など、効果的な活用に努めること。

（資料2－12）コミュニケーション支援事業等の実施事例

- ・滋賀県東近江市「東近江市地域生活支援事業実施要綱」
- ・静岡県「静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱等」
- ・群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」
- ・千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）等」

（10）コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における利用者負担について
コミュニケーション支援事業、移動支援事業等に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないようお願いする。

（11）小規模作業所の新体系への移行のための支援等について

いわゆる小規模作業所については、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行後、着実に地域活動支援センター等への移行に向けての取組を進めていただいているところであるが（資料2-13、資料2-14及び資料2-15）、引き続き、各市町村においては、新体系への移行のための取組をお願いする。

なお、今回一層の新体系への移行を促進するため、緊急措置として、利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所に対し、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する事業として、「小規模作業所移行促進事業」を追加したところであるので、昨年度から行われている「移行等支援事業」（移行推進コンサルタントの派遣、移行推進研修会の開催）及び「障害者自立支援基盤整備事業」（小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事等に対する助成）と併せ、積極的な活用をお願いする。

また、移行等支援事業に関する各都道府県における実施事例について、資料2-16に参考として掲載するので、特別対策の終了までの間、積極的に事業化を図られたい。

3 障害者の社会参加の促進について

（1）「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

昨年12月、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に政府が重点的に取り組むべき具体的な達成目標等をまとめた「重点施策実施5か年計画」が障害者施策推進本部において決定されたところである。

「情報・コミュニケーション」分野についても、「（略）障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。」という基本方針のもと、今後、関係省庁を中心に様々な施策を実施するところである。

については、各都道府県等におかれても、その趣旨等を十分御理解のうえ、障害者に対する情報・コミュニケーション支援の一層の充実に努められたい。

特に、以下の施策について未実施の都道府県におかれでは、資料3-1及び3-2を参考のうえ、関係機関、関係団体との連携を図り、早期の実施について具体的に検討されるようお願いする。

○ 障害者IT総合推進事業の実施の促進

障害者のITの利用・活用の機会拡大を図るため、地域におけるIT支援

の総合サービス拠点となる障害者ＩＴサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う障害者ＩＴ総合推進事業の実施を促進する。

○ 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進

聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進する。

また、現在、政府全体で取り組んでいる地上デジタル放送の実施に伴い、現在、聴覚障害者が利用している「情報受信装置」のみでは使用できなくなるため、今後、現行機種の専用チューナーや新規機種である地上デジタル放送対応型の「情報受信装置」が開発される予定となっているので、お知らせする。

(2) 災害時における障害者支援・対策

地震発生時など災害時において、障害者は「見えない」「聞こえない」「動けない」「混乱しやすい」などの障害特性から、自ら避難することが困難な状況となるため、日頃から、災害時における障害者に配慮した具体的な対応策等の検討が何より重要である。

都道府県等におかれでは、日頃から障害関係団体・施設、地域住民と連携を図り、災害時の情報伝達や安否確認、避難所・避難経路の周知、避難所における生活支援などの避難体制の整備、避難訓練の実施など、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を整備することをお願いする。

特に、視聴覚障害者は、被災時に移動や情報取得が著しく困難になることから、避難所等における情報・コミュニケーション支援についてご配慮をお願いする。

(資料3-3)

(3) 盲ろう者向け福祉施策

視覚及び聴覚に障害を併せもつ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施については、これまで重ねて、事業の積極的な導入をお願いしてきたところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない現状にある。(資料3-4)

盲ろう者が社会参加するためには、通訳・介助員の派遣は不可欠であるため、未実施の道県におかれでは、関係団体と連携し、地域の盲ろう者の実態把握を行い、本事業の早急な実施をお願いする。

なお、社会福祉法人全国盲ろう者協会が実施している、事業未実施の道県を対象とした「盲ろう者の社会参加に関する調査・研究事業（長寿社会福祉基金事業）」については、平成20年度で事業が完了することとなるため、本年度中に

平成21年度以降の具体的な対応策の検討をお願いする。

(4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興

都道府県等におかれては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成の実施等、障害者のスポーツ、芸術文化活動の振興に、引き続き、御尽力願いたい。(資料3-5、3-6)

なお、平成20年度においては、「2008年北京パラリンピック競技大会」等の国際大会(資料3-7)や「第8回全国障害者スポーツ大会(チャレンジ!おおいた大会)」(資料3-8)、「第8回全国障害者芸術・文化祭 滋賀大会」が開催されるため、選手団の派遣並びに合宿への参加、作品の募集・出品等について、ご配慮をお願いする。

また、「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター」については、障害者の芸術・文化・国際交流活動に関する各種イベントや「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」等を実施しているため、施設の積極的な利用並びに関係機関への周知をお願いする。(資料3-9)

(5) 行政機関における障害者への配慮

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるように、様々な研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いする。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」での情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いする。

[参考] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

(6) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試

験」については、第19回試験（平成19年度）の合格発表が平成20年1月31日（木）に行われたところである。（資料3-10）

第20回試験（平成20年度）については、昨年度から引き続き、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定であるため、都道府県等におかれましては、関係機関、団体への周知をお願いする。

第20回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成20年10月11日（土） [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成20年10月12日（日） [会場：東京・大阪・熊本]

4 身体障害者補助犬法の改正について

「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成19年法律第126号）」については、平成19年11月28日に成立し、同年12月5日に公布されたところである。

法改正の主な内容は次の2点である。

1. 苦情の申し出について

規定なし→新たに規定

都道府県は、補助犬使用者又は受入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行う。

（施行日：H20.4.1）

2. 民間の職場における補助犬の使用について

努力規定→義務規定（一定規模以上の企業）

一定規模以上の民間企業（従業員56人以上）は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（施行日：H20.10.1）

特に苦情の申し出については、平成20年4月1日から施行され、都道府県知事

等がこれを受けることとされていることから、関係行政機関等と連携のうえ、対応いただけけるようお願いする。

また厚生労働省においては、ポスターやパンフレット（資料4-1、4-2）、相談対応マニュアルを作成し、年度内に配布することを予定しており、配布の際には各都道府県等のご協力をお願いする。

<参考資料>

地域生活支援事業(必須事業)の実施状況

1 移動支援事業

	H17.10	H18.10-19.3	H19.4-20.3
実施市町村数	1,471/1,843	1,462/1,827	1,569/1,818
実施市町村割合	79.82%	80.02%	86.30%

2 コミュニケーション支援

(1) 手話通訳派遣

	H17.10	H18.10-19.3
実施市町村数	502/1,843	1,058/1,827
実施市町村割合	27.24%	57.91%

(2) 手話通訳設置

	H17.10	H18.10-19.3	H18.10-19.3	H19.4-20.3
実施市町村数	338/1,843	439/1,827	1,112/1,827	1,414/1,818
実施市町村割合	18.34%	24.03%	60.86%	77.78%

(3) 要約筆記派遣

	H17.10	H18.10-19.3
実施市町村数	180/1,843	463/1,827
実施市町村割合	9.77%	25.34%

※ コミュニケーション支援事業全体
の実施市町村数

3 日常生活用具

	H17.10	H18.10-19.3	H19.4-20.3
実施市町村数	1,724/1,843	1,746/1,827	1,797/1,818
実施市町村割合	93.54%	95.57%	98.84%

(注1)H19.4～H20.3は速報値のため、今後変更があり得る。

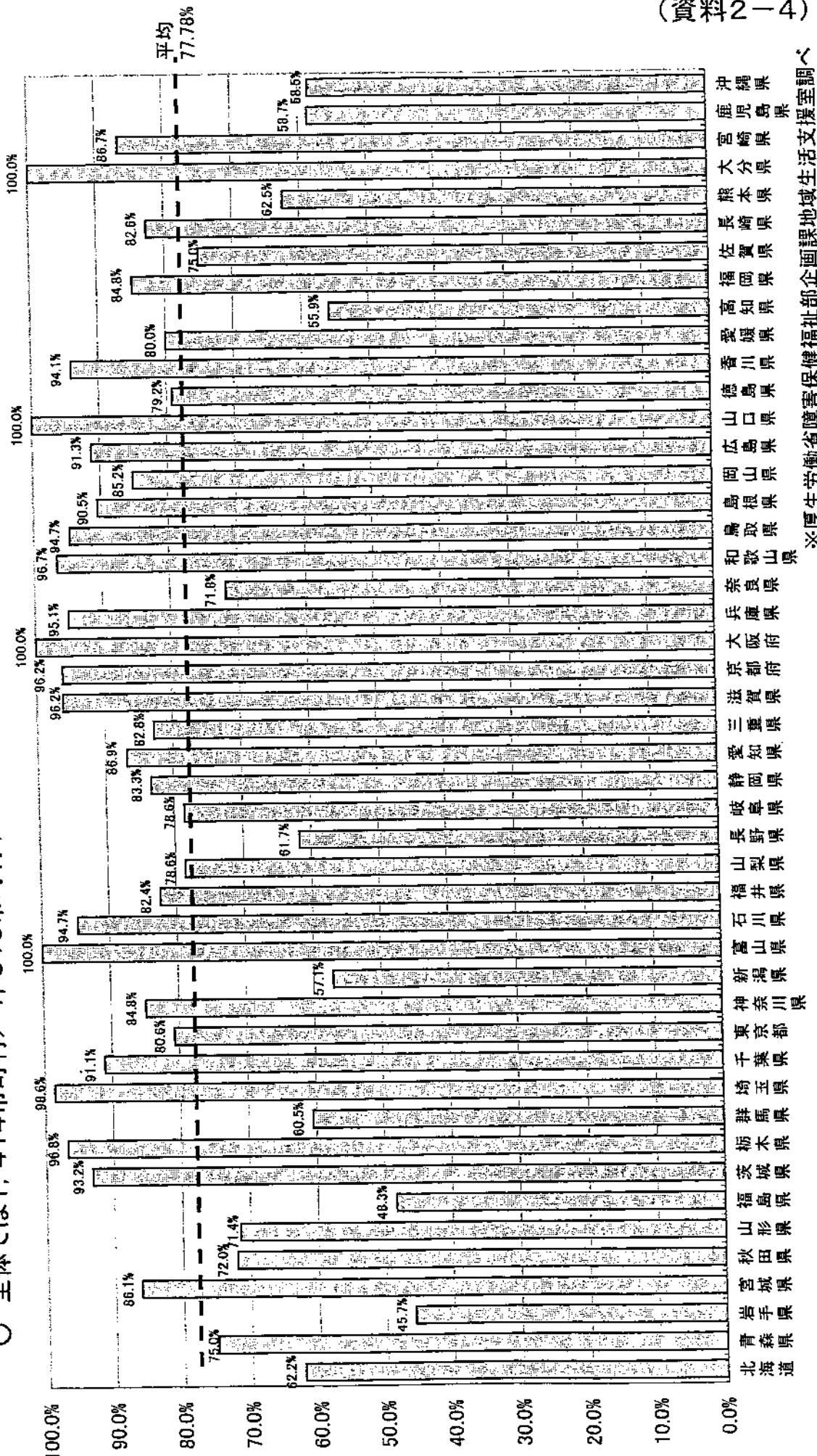
(注2)H18.10～H19.3の市町村数(1,827市町村)はH19.3.31時点の全国市町村数である。

(注3)H19.4～H20.3の市町村数(1,818市町村)はH20.1.15時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,414市町村／1,818市町村(H20.1.15現在)で実施割合は77.78%である。



コミュニケーション支援事業等の実施事例

○滋賀県東近江市「東近江市地域生活支援事業実施要綱」

設置された手話通訳者が派遣事業等に積極的に活用されている例

- ・滋賀県東近江市（人口約12万人）においては、3名の手話通訳者を設置し、窓口における通訳業務をはじめ、派遣事業のコーディネイトや手話通訳者の養成研修会の実施、聴覚障害者の生活相談、他部門との調整など、聴覚障害者や手話通訳に関連する業務を網羅的に行っている。

○静岡県「静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱等」

コミュニケーション支援事業の一部を都道府県が代行実施する例

- ・静岡県においては、聴覚障害者が県内全域から参加する行事や、県外の聴覚障害者が静岡県で実施される行事等に参加する場合には、市町村に代わり、手話通訳者等の派遣事業を実施している。

○群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」

事業の適切な実施を目的とする運営連絡会を設置する例

- ・群馬県が中心となり、関係機関や各保健福祉圏域毎の代表市町村、当事者団体が、コミュニケーション支援事業に関する諸問題の解決を図るために連絡会を設置している。

○千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）等」

代筆、代読による支援を実施する例

- ・平成20年度から、視覚障害者の対応経験があるガイドヘルパーを活用して、手話通訳や要約筆記の他にも、きめ細やかな対応を図るため、代筆・代読を行うヘルパーを派遣する事業を試行的に実施予定。

東近江市地域生活支援事業実施要綱

第1章 総則

(事業内容)

第3条 市長は、法及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「制度要綱」という。）に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 点字図書給付事業
- (5) 住宅改修費給付事業
- (6) 地域活動支援センターI型事業
- (7) 地域活動支援センターII型事業
- (8) 外出支援事業・視覚障害ガイドヘルプ事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 経過的デイサービス事業
- (11) 社会参加促進事業

2 市長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を法人格を有する団体等に委託し、又は補助をして行わせることができるものとする。

第3章 コミュニケーション支援事業

(目的)

第7条 コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能等の障害で意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下この章において「聴覚障害者等」という。）の自立及び社会参加を促進することを目的とする。

(事業内容)

第8条 コミュニケーション支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専任手話通訳者の設置に関すること。
- (2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（以下この章において「派遣事業」という。）に関すること。

(定義)

第9条 専任手話通訳者は、手話通訳の知識及び技術を有する者で、市長が雇用したものと/or/いう。

2 手話通訳者は、次の各号のいずれかに該当する者で県又は市の登録を受けたものをいう。

- (1) 滋賀県聴覚障害者福祉協会が実施する手話通訳者登録試験に合格した者

(2) 手話通訳士の資格を有する者

(3) 他の都道府県又は政令市で実施された手話通訳者登録試験に合格した者

3 要約筆記者は、次の各号のいずれかに該当する者で県又は市の登録を受けたものをいう。

(1) 滋賀県が主催する要約筆記養成講座基礎・応用課程を修了した者

(2) 前号と同等の能力を有すると認められる者

(対象者)

第10条 コミュニケーション支援事業の対象者は、市内に居住する聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要がある者又は団体のうち福祉事務所長が必要と認めるものとする。

(専任手話通訳者の業務)

第11条 専任手話通訳者は、次に掲げる業務を行う。

(1) コミュニケーション支援及び情報提供に関すること。

(2) 相談及び生活援助に関すること。

(3) 手話通訳者及び要約筆記者（以下この章において「手話通訳者等」という。）の育成及び研修に関すること。

(4) 手話通訳者等の派遣に関すること。

(5) 聴覚障害者問題の啓発に関すること。

(6) 社会資源の開発・整備等に関すること。

(7) その他コミュニケーション支援の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(派遣事業)

第12条 派遣事業は、聴覚障害者等の意思疎通を円滑に行うために、聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者の申し出により、専任手話通訳者又は手話通訳者等を派遣する事業とする。

2 派遣事業を利用することができる場合は、次に掲げる事項について手話通訳者等を必要とする場合とする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものについては、派遣事業の対象としない。

(1) 生命及び健康の維持増進に関すること。

(2) 財産、労働等権利義務に関すること。

(3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関との連絡調整に関すること。

(4) 社会参加を促進する学習活動に関すること。

(5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか福祉事務所長が特に必要があると認める事項に関すること。

3 派遣することができる区域は、原則として滋賀県内とする。

- 4 手話通訳者等の派遣を受けようとする聴覚障害者等は、個人の場合は原則として1週間前までにコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣申請書（様式第1号）を、団体の場合は1月前までにコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣申請書（様式第2号）を福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定し、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 6 福祉事務所長は、手話通訳者等を派遣するときは、1人の手話通訳者等が連続して手話通訳又は要約筆記（以下この章において「通訳活動」という。）を行う時間を原則として30分以内とするものとする。
- 7 手話通訳者等は、通訳活動を終了したときは、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣活動報告書（様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。

（費用の負担）

第13条 手話通訳者等の派遣に要する費用の負担は、無料とする。

（登録等）

- 第14条 本市の手話通訳者に登録しようとする者は、手話通訳者登録申請書（様式第5号）を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、手話通訳者として登録することが適当と認めたときは、手話通訳者登録台帳（様式第6号）に登録し、手話通訳者登録証（様式第7号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録された者は、登録の取消しを希望するときは、その旨を福祉事務所長に届け出るとともに、手話通訳者登録証を返還しなければならない。

（派遣手当の支給）

第15条 福祉事務所長は、手話通訳者等に対し、派遣実績に応じて派遣手当等を支給する。

（遵守事項）

第16条 手話通訳者等は、常に聴覚障害者等の人権を尊重し、誠意をもって通訳活動を行うとともに、通訳活動に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（その他）

- 第17条 福祉事務所長は、手話通訳者等の健康管理に努めるものとする。
- 2 福祉事務所長は、手話通訳者等の資質の向上のため、研修会等の参加について配慮するものとすること。
- 3 手話通訳者等は、積極的に研修会等に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者が、社会の構成員として地域の中で生活を送れるよう、また、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第2項の規定に基づき、コミュニケーション支援事業の一部を静岡県（以下「県」という）において実施し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。
- (2) 聴覚障害者団体 聴覚障害者をその主たる構成員とし、かつ、非営利活動を目的とした団体のうち、法人又は権利なき社団の形態を有している任意団体をいう。
- (3) 手話通訳者 社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者、又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、健康福祉センターの「静岡県手話通訳者派遣事業登録者台帳」に登載されている者。
- (4) コミュニケーション支援事業 地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は県とする。

2 別途締結する静岡県手話通訳者派遣事業に係る業務委託契約により当該契約の相手先（以下「受託者」という。）に委託する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第12による手話通訳者派遣手当等の支給
- (2) 第11の(3)による障害福祉室長への事業実施状況の報告
- (3) 第13による運営委員会の運営

(県及び受託者の責務)

- 第4条 県及び受託者は、この事業を実施するにあたって市町、民生委員、身体障害者相談員及び関係団体等の理解と協力が得られるよう配意するものとする。
- 2 県は、手話通訳者の資質向上に配意するとともに、健康管理に留意するものとする。

(手話通訳者の登録と取消し)

- 第5条 社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者、又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、手話通訳者派遣事業による派遣要請に応ずることができる者は、社団法人静岡県聴覚障害者協会及び静岡県手話通訳問題研究会からの推薦書を添え、住所を有する市町を所管する健康福祉センターの長（以下「健康福祉センター所長」という。）あて「手話通訳者登録申込書」（様式第1号）及び「手話通訳者調書」（以下「調書」という。）（様式第2号）を提出する。
- 2 前項の提出を受けた健康福祉センター所長は登録者としての適否を審査し、登録者とする場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」（以下「台帳」という。）（様式第3号）に登載するとともに登録者に対し「身分証明書」（様式第4号）を交付する。
- 3 手話通訳者は、交付された「身分証明書」を毀損又は紛失・盗難した場合には、直ちに健康福祉センター所長あて「手話通訳者身分証明書毀損・紛失・盗難届兼再交付申請書」（様式5号）を提出しなければならない。
- 4 健康福祉センター所長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者はすみやかに、身分証明書を返納しなければならない。
- (1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」（様式第6号）の提出があった場合。
- (2) 第6条に違反した場合
- (2) その他、派遣要請に応じることができないと健康福祉センター所長が認めた場合。
- 5 健康福祉センター所長は、台帳に変更があった場合には、その旨を障害福祉室長及び受託者に報告するものとする。
- 6 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに健康福祉センター所長あて提出するものとする。なお、年度の途中に登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに健康福祉センター所長あて提出するものとする。
- (手話通訳者の責務)

第6条 手話通訳者は、この業務を行うにあたっては聴覚障害者等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、信条などによって差別的な取扱いをしてはならない。

(派遣の対象)

第7条 県知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者又は聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要のある者（以下「事業対象者」）が、他の情報保障の手法がなく円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに、予算の範囲内で手話通訳者を派遣する。

- (1) 県内の聴覚障害者団体が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれるものを見込まざるものを原則とし、少なくとも一の市町の範囲かつ、一の障害保健福祉圏域を超える地域から聴覚障害者の参加が見込まれるものを見込まざるもの）
（以下同じ）
- (2) その他障害福祉室長が特に必要と認める場合

(派遣の申込み)

第8条 事業対象者が手話通訳者の派遣を要請する場合は、あらかじめ「手話通訳者派遣申込書」（様式第7号）を障害福祉室長あて提出する。

(派遣の決定及び却下)

第9条 障害福祉室長は、前条の申請を受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申込者に対して「手話通訳者派遣決定（却下）通知書」（様式第8号）により通知する。

2 障害福祉室が手話通訳者の派遣を必要と認めたときは、広域的な行事が開催される市町を所管する健康福祉センター所長が、派遣手話通訳者の選定と調整を行ない、障害福祉室長は派遣する手話通訳者に対して「手話通訳者派遣依頼書」（様式第9号）により通知する。

なお、派遣手話通訳者の選定にあたっては、1人の手話通訳者が継続して通訳する時間は、講演会などの場合は30分以内、それ以外の場合は1時間以内となるよう派遣手話通訳者の人数を調整する。おつて、待合せの時間から通訳業務を終了するまでの時間（以下「派遣時間」という。）が3時間を超過しないよう留意する。

(申込者の負担)

第10条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書の提出)

第11条 手話通訳者は、その活動状況を「手話通訳者活動日誌（報告書）」（様式第10号）に記録し、速やかに健康福祉センター所長に報告する。

2 健康福祉センター所長は、事業の実施状況を「手話通訳者派遣事業実施状況報告書」（様式第11号）により取りまとめ、翌月の20日までに受託者に提出する。

3 受託者は、前項により健康福祉センター所長から報告された事業の実施状況をとりまとめ、次により障害福祉室長に報告する。

「手話通訳者派遣事業実施状況報告」（様式第12号）

4月1日から9月30日までの活動状況 10月30日までに

10月1日から翌年3月31日までの活動状況 翌年4月30日までに

（派遣手当等の支給）

第12条 受託者は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める積算方法により派遣手当等を支給する。

- (1) 派遣時間に対して1時間当たり3,180円を派遣手当として支給する。
- (2) 1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については1時間とみなして派遣手当を支給する。
- (3) 派遣時間のうち、午後10時から翌日午前5時（以下「深夜」という。）に該当するものには、深夜1時間につき派遣手当の100分の50を乗じて得た額を割増手当として支給する。
- (4) 自宅から派遣先までの移動に要した交通費等は静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第48号）の例により得た額を支給する。
- (5) 自宅から派遣先までの移動時間（以下「移動時間」という。）に往復1時間以上を要した場合には、移動時間1時間につき派遣手当の100分の50を乗じて得た額に相当する額を支給する。

（運営委員会の設置）

第13条 受託者は、本事業の実施に当り、聴覚障害者、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成11年6月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

1 この改正は、平成14年3月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年10月1日から施行する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

静岡県外に在住する者からの手話通訳派遣依頼に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号に基づき、静岡県外に在住するもの（以下「県外在住者」）からの手話通訳派遣依頼に関する事務について、必要な事項を定める。

(目的)

第2 この事業は、住所を有する都道府県又は市町村から、手話通訳者の派遣を受けられない県外在住者に対して、静岡県内において、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱に基づき、手話通訳者を派遣し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(派遣の条件)

第3 室長は、住所を有する都道府県又は市町村から、手話通訳者の派遣を受けられず、かつ次に掲げる場合において、静岡県外に在住する者又は静岡県外に在住する者とコミュニケーションを図る必要のある者（以下「事業対象者」という。）が手話通訳を必要とすると認めるときに、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号に定める障害福祉室長が特に必要と認める場合に該当するものとして、手話通訳者を派遣する。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合（病院の受診、保健所での健康診断等）
- (2) 財産・労働等権利義務に関する場合（労使交渉、就職面接等）
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合（公官署における各種申請、子供の参観会や親子面談等）
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合（冠婚葬祭、自治会活動、相続協議等）
- (6) 1号から5号以外のものであって、その行為に社会的一般性が認められ、聴覚障害者の権利保障の観点から必要と認められるもの（動産の購入契約等）

(公費派遣の確認)

第4 事業対象者から手話通訳者の派遣申請があった場合には、県外在住者の居住市町村及び都道府県に手話通訳者の公費派遣の可否について確認し、派遣を受けられない場合について、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号の規定を適用する。

(派遣の手続)

第5 事業対象者からの手話通訳者の派遣申請があった場合には、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱の規定によりその手続を行なう。

(申請受付窓口)

第6 事業対象者からの申請に係る相談、申請受付等については、聴覚障害者情報センターにおいて行なう。

附 則

この要領は、平成19年2月16日から施行する。

群馬県

群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会といふ。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を群馬県健康福祉局障害政策課（前橋市大手町1-1-1）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、障害者自立支援法による市町村地域生活支援事業である手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等の聴覚障害者向けのコミュニケーション支援事業の県内における同事業のあり方や実施方法等について、実施主体である市町村や関係機関が意見交換を行い、もって、県内市町村におけるコミュニケーション支援事業の適切な実施を図ることを目的とする。

(所管事務)

第4条 本会は、次の事務を所管する。

- (1) コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業を含む）の実施方法等についての検討
- (2) 市町村担当者向け研修会（コミュニケーション支援事業）の実施
- (3) その他、前条の目的のために必要な事項

(部会)

第5条 本会は、次の事務について検討するための部会を設置することができる。

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業（認定試験含む）
- (3) 市町村担当者向け研修会（コミュニケーション支援事業）
- (4) その他必要な事務

2 部会で検討した事項については、本会に報告するものとする。

(構成員)

第6条 本会は、次の機関により組織する。

- (1) 県関係機関（障害政策課、心身障害者福祉センター、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ）
- (2) 市町村
- (3) 群馬県聴覚障害者団体連合会等関係団体
- (4) その他、本会が必要と認める機関

(運営連絡会の開催)

第7条 本会は、必要に応じ、事務局が招集する。

2 構成員は、事務局から招集があった場合には、運営連絡会に出席する。なお、市町村については、各保健福祉圏域毎に構成市町村から推薦を受けた代表市町村が出席するものとし、推薦は、原則として各年度毎に行うこととする。

(代表市町村の報告)

第8条 代表市町村は、後日、推薦を受けた構成市町村に対して、会議内容を報告する。

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

(資料3-2)

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成19年10月31日現在)

都道府県(市)	設置	都道府県(市)	設置
北海道		岡山県	○
青森県	○	広島県	
岩手県	○	山口県	○
宮城県		徳島県	○
秋田県		香川県	○
山形県		愛媛県	○
福島県		高知県	
茨城県	○	福岡県	○
栃木県	○	佐賀県	
群馬県	○	長崎県	○
埼玉県	○	熊本県	○
千葉県	○	大分県	○
東京都	○	宮崎県	○
神奈川県	○	鹿児島県	○
新潟県	○	沖縄県	
富山県	○	札幌市	○
石川県	○	仙台市	
福井県		さいたま市	
山梨県	○	千葉市	
長野県	○	横浜市	○
岐阜県	○	川崎市	○
静岡県	○	新潟市	
愛知県		静岡市	
三重県		浜松市	
滋賀県	○	名古屋市	○
京都府		京都市	○
大阪府		大阪市	
兵庫県	○	堺市	
奈良県		神戸市	
和歌山県	○	広島市	
鳥取県		北九州市	○
島根県	○	福岡市	
		計	37

※上記の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※施設の設置数は「38」となる。(島根県において2か所設置)

(資料3-3)

避難所等における視覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視覚障害者への理解を求める。
・視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

関係者との連携
避難所等における活動

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

情報の共有
食料・被服物資の配給など

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「[聞こえない人はいませんか?]など」
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。
・「手話をできます」「耳マーク」の活用など

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型) 等
・補聴器用電池

(資料3-4)

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
都道府県別実施状況(平成19年度)

都道府県名	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	都道府県名	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業
北海道		滋賀県	○
青森県		京都府	○
岩手県	○	大阪府	○
宮城県		兵庫県	○
秋田県	○	奈良県	
山形県	○	和歌山県	○
福島県	○	鳥取県	
茨城県		島根県	
栃木県	○	岡山県	○
群馬県	○	広島県	○
埼玉県	○	山口県	○
千葉県	○	徳島県	
東京都	○	香川県	○
神奈川県	○	愛媛県	
新潟県		高知県	
富山県		福岡県	○
石川県	○	佐賀県	
福井県		長崎県	○
山梨県		熊本県	○
長野県		大分県	
岐阜県	○	宮崎県	
静岡県	○	鹿児島県	
愛知県	○	沖縄県	○
三重県	○	計	28

※上記の内容は、平成19年度地域生活支援事業費補助金「事業計画書」に基づくものである。

(資料3-10)

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位:名)

都道府県名	第19回 合格者数	合格者数 累計	都道府県名	第19回 合格者数	合格者数 累計
北海道	7	57	滋賀県	1	24
青森県	1	16	京都府	9	82
岩手県	4	16	大阪府	18	128
宮城県	3	26	兵庫県	12	75
秋田県	2	11	奈良県	1	24
山形県	1	12	和歌山県	3	23
福島県	7	30	鳥取県	0	7
茨城県	1	20	島根県	1	9
栃木県	3	14	岡山県	3	21
群馬県	4	41	広島県	6	43
埼玉県	13	138	山口県	2	15
千葉県	7	49	徳島県	1	10
東京都	46	466	香川県	1	17
神奈川県	25	213	愛媛県	2	23
新潟県	1	13	高知県	1	13
富山県	1	11	福岡県	20	68
石川県	3	22	佐賀県	0	3
福井県	0	7	長崎県	1	18
山梨県	4	18	熊本県	2	23
長野県	2	28	大分県	1	15
岐阜県	2	18	宮崎県	1	14
静岡県	7	32	鹿児島県	3	19
愛知県	10	63	沖縄県	0	7
三重県	3	33	合 計	246	2,035

・合格者の合格発表日現在の住所による。

・上記には指定都市在住者の数を含む。

(再掲) 指定都市別合格者数

(単位:名)

指定都市名	第19回 合格者数	合格者数 累計	指定都市名	第19回 合格者数	合格者数 累計
札幌市	1	30	名古屋市	3	21
仙台市	3	16	京都市	5	44
さいたま市	2	31	大阪市	5	24
千葉市	0	6	堺市	1	18
横浜市	12	75	神戸市	5	28
川崎市	4	31	広島市	2	21
新潟市	0	8	北九州市	3	16
静岡市	3	13	福岡市	2	20
浜松市	0	6	合 計	51	408